春日部市テニス協会　会員規則　関係

「改定部分アンダーライン」

４．大会参加資格基準

１．登録

(1) 登録時期と出場大会の関係

① 期初登録者は、期初から期末までのすべての大会に参加資格を有するものとする。

② 後期登録者は、10 月以降期末までのすべての大会に参加資格を有するものとする。

③ 新規加入クラブの登録会員については常務理事会決定にもとづき都度個別に参加可能大会を通知する。

④ 未登録者(春日部市在住・在勤・在学)は、限定した大会にのみ参加資格を有するものとする。

(2) 県大会予選会出場郡市の明記

① 春
- ○ ： 県大会へは春日部市から出場を表明した選手
- △ ： 県大会のシングルスのみ春日部市から出場を表明した選手
- □ ： 県大会のダブルスのみ春日部市から出場を表明した選手
- ☆ ： 埼玉県在勤・在学資格で県大会に春日部市から出場を表明した選手

ただし、県大会に春日部市から出場を表明した選手は、埼玉県テニス協会が定めるふるさと選手制度適用者を除き埼玉県内在住・在勤・在学者に限る。

② 他　　× ： 県大会は他の郡市から出場を表明した選手および埼玉県外在住の選手

(3) 参加クラスと出場条件

① 県予選会 ： クラスの制限はないが、次の選手は出場資格がないものとする。

ア．すでに県大会出場資格を有するもの（例、JTA ポイント保持者、他）

イ．県大会予選会で推薦を得たにもかかわらず県大会出場を拒否するもの

ウ．春日部市テニス協会以外の郡市が主催する同一県大会予選会に出場(エントリーを含む)する、または出場したもの（県大会の推薦を辞退することを認めている大会も含む）
ただし、埼玉県テニス協会公認大会への出場は可能とする。

② Ａクラス ： 中・上級者を対象とする。会員であれば制限はない。

③ Ｂクラス ： 初中級者を対象とする。次の選手には、シングルス大会、ダブルス大会、混合ダブルス大会、団体戦大会のＢクラスのいずれにも出場資格がないものとする。

ア．３年前の年度以降当年度も含め、県大会（一般）のシングルス、ダブルスのいずれかに出場した選手。

イ．３年前の年度以降当年度も含め、申込締切時点で、春日部市の大会のいずれかの種目で優勝した選手。但し小中学生シングルス大会、団体戦Ｂクラス、個人エントリー団体戦及び以下の 2. 大会種目に記述した以外のトライアル大会などは除く。

④ 年齢別クラス ： 該当年 12 月 31 日現在の満年齢で規定される。

２．大会種目と参加資格　但し、都度発行される開催案内、要領を優先する。

区分	大会名	種目	趣旨または対象	参加資格			
				登録会員		未登録	出場条件
				春	他		
県予選会	(4)夏季シングルス大会 (5)夏季ダブルス大会 (14)冬季ダブルス大会 (15)冬季シングルス大会	県大予選会(男女別)	県大会出場選手選出	可	不可	不可	3-(4)-① 3-(5) 3-(14)-① 3-(15)
		非予選会Ａ(男女別)	中・上級者対象	可	可	不可	同上-②

		非予選会B(男女別)	初中級者対象				同上-③
		ベテランの部(男女別)	男子 60 歳、女子 55 歳以上				同上-④
市民大会	(9)県民総合スポーツ大会・市民体育祭ダブルス大会兼春日部市選手権大会	一般クラス(男女別)	春日部市の最優秀選手を決定する	可		可	3-(9)-①
		50 歳以上クラス (男女別)					3-(9)-②
ミックス	(2)混合ダブルス大会	Aクラス	中・上級者対象	可		不可	3-(2)-①
		Bクラス	初中級者対象				3-(2)-②
		各 50 歳以上ｸﾗｽ	男女のそれぞれの年齢				3-(2)-③
		各 60 歳以上ｸﾗｽ					3-(2)-④
小中学生大会	(7)小中学生シングルス大会	小学生クラス	小中学生対象、テニス試合とその楽しさを体験する	可		可	3-(7)-①
		中学生クラス					3-(7)-②
団体戦	(1)クラブ対抗団体戦大会	Aクラス	協会登録クラブの対抗戦 (男子 D・女子 D・混合 D) 6名のチーム編成で行う	可		不可	3-(1)-①③
		Bクラス					3-(1)-②③
	(11)クラブ対抗 年齢別団体戦大会	合計年齢別３～４ブロック	同 上 (エントリー後に合計年齢でブロック分け)	可		不可	3-(11) -①②③
親睦大会	(3)春の平日団体戦大会		平日開催の個人エントリー団体戦	クラブの垣根を外して、交流する混合ダブルス戦	可	不可	3-(3)
	(6)夏の団体戦		個人エントリー団体戦	クラブの垣根を外して、交流する混合ダブルス戦	可	不可	3-(6)
	(8)平日市民ダブルス大会		男子・女子・混合ダブルスの３種目	一般市民との交流を図り テニスの試合を楽しむ	可	可	3-(8)
	(13)年末ダブルス大会	春日部会場	Aクラス	テニスレベルや年齢に応じて混合ダブルスの試合を楽しむ	可	不可	3-(13)-ｱ①
			Bクラス				3-(13)-ｱ②
			55 歳以上クラス				3-(13)-ｱ③
		庄和会場	個人エントリー団体戦	クラブの垣根を外して、交流する混合ダブルス戦	可	不可	3-(13)-ｲ
準大会	(10)テニスフェスタ		市内営業クラブコーチによるレッスン	ちびっこ、ジュニア等を中心にテニス普及を図る	可	可	3-(10)
	(12)スキルアップ レッスン大会		市内営業クラブコーチによるレッスン	会員のスキルアップを目指すレッスン大会	可	不可	3-(12)

３．大会ごとの出場条件　但し、都度発行される開催案内、要領を優先する。

(1) クラブ対抗団体戦大会：協会に登録しているクラブの対抗戦、男子ダブルス、女子ダブルス、混合ダブルス、計６名のチーム編成で行う。

① 団体戦Aクラス：出場制限がなく会員であれば誰でも出場できる。

② 団体戦Bクラス：大会参加基準 1-（3）-③による。

③ 他クラブ会員とのチーム編成も可とするが、クラブ対抗の主旨から他クラブの会員は半数(３

名)までとする。

(2) 混合ダブルス大会：Aクラス、Bクラス、各年齢 50 歳以上クラス、各年齢 60 歳以上クラスの４種目構成で行う。

① Aクラス ： 出場制限がなく会員であれば誰でも出場できる。

② Bクラス ： 大会参加基準 1−（3）−③による。

③ 50 歳以上クラス ： 大会開催年の 12 月 31 日現在のペアそれぞれの年齢が 50 歳以上の選手であれば出場できる。

④ 60 歳以上クラス ： 大会開催年の 12 月 31 日現在のペアそれぞれ年齢が 60 歳以上の選手であれば出場できる。

(3) 春の平日団体戦大会：夏の団体戦、年末ダブルス大会(庄和会場)と共に個人エントリーで行う平日開催の団体戦。クラブ垣根を外した編成チーム(混合ダブルス)で行う会員交流の大会。会員なら誰でも出場できる。

(4) 夏季シングルス大会：県大予選会、非予選会Aクラス、非予選会Bクラス、ベテランの部の４種目構成で男女別に行う。

① 県大予選会

- 県大会出場有資格者は参加不可。有資格者とは県大会本戦、予選に残っている選手、県大会推薦が取れる各種大会で秋季県大会出場資格を獲得した選手。
- 県大会推薦枠に入った選手は推薦辞退ができない、但し、棄権した理由が正当と判断できる届書の提出があれば辞退を可とする。
- 参加申込み後に県大会出場権を獲得した選手はその時点で辞退連絡をすること。

② 非予選会Aクラス：出場制限がなく会員であれば誰でも出場できる。

③ 非予選会Bクラス：大会参加基準 1−（3）−③による。

④ ベテランの部：大会開催年の 12 月 31 日現在の年齢が男子 60 歳以上、女子 55 歳以上の選手であれば出場できる。

(5) 夏季ダブルス大会：県大予選会、非予選会Aクラス、非予選会Bクラス、ベテランの部の４種目構成で男女別に行う。

参加資格は全て(4)夏季シングルス 兼 県大予選会に準ずる。

(6) 夏の団体戦：個人エントリーによる団体戦とし、クラブ垣根を外した編成チーム(混合ダブルス）で行う会員交流の大会。会員なら誰でも出場できる。

(7) 小中学生シングルス大会：試合体験を通してテニスの底辺拡大を目指す大会。

① 小学生大会：日頃のレッスン成果を実践する場、春日部市および会員関連の小学生は誰でも出場できる。

② 中学生大会：試合形式でテニススキルを試す実践の場、春日部市および会員関連の中学生は誰でも出場できる。

(8) 平日市民ダブルス大会：平日にテニスを楽しんでいる会員、および一般市民との交流を目的とした親睦大会。会員、および春日部市民（在住・在勤・在学）であれば誰でも出場できる。

(9) 県民総合スポーツ大会・市民体育祭ダブルス大会兼春日部市選手権大会

県民総合スポーツ大会および春日部市市民体育祭のテニス部門の大会であり、春日部市の年度 No1 ペアを決める春日部市選手権大会を兼ねている。

① 一般クラス ：会員、および春日部市民(在住、在勤、在学)なら誰でも出場できる。

② 50 歳以上クラス:大会開催年 12 月 31 日現在の満年齢が 50 歳以上の会員および春日部市民(在住、在勤、在学）が出場できる。

(10) テニスフェスタ：テニスの楽しさを知ってもらうテニス普及を目的とした大会。

春日部市民および会員関連の「ちびっこ、ジュニア」であれば誰でも出場できる。

(11) クラブ対抗年齢別団体戦大会：協会に登録しているクラブの対抗戦、６名のチーム編成（男子ダブルス、女子ダブルス、混合ダブルス）で行う。

① 会員なら誰でも出場できる。

② メンバー６名の満年齢合計（12 月 31 日現在）でブロック分けを行う。

③　他クラブ会員とのチーム編成も可とするが、他クラブ会員は半数（３名）までとする。

(12) スキルアップレッスン大会：春日部市内営業テニススクールのコーチによるスキルアップを目指したレッスン会。会員であれば誰でも出場できる。

(13) 年末ダブルス大会：会員の親睦を目的とした混合ダブルス大会。

ア．春日部会場（ペアエントリー）

①　Ａクラス：会員なら誰でも出場できる。

②　Ｂクラス：大会参加基準 1-（3）-③による。

③　55 歳以上クラス：大会開催年の 12 月 31 日現在の年齢が男女とも 55 歳以上であれば出場できる。

イ．庄和会場(個人エントリー)

個人エントリーによる団体戦とし、クラブ垣根を外して行う会員交流の親睦団体戦（混合ダブルス)。会員なら誰でも出場できる。

(14) 冬季ダブルス大会：県大予選会、非予選会Ａクラス、非予選会Ｂクラス、ベテランの部の４種目構成で行う大会

①　県大予選会

- 県大会出場有資格者は参加不可。有資格者とは県大会本戦、予選に残っている選手、県大会推薦が取れる各種大会で春季県大会出場資格を獲得した選手も含む。
- 県大会推薦枠に入った選手は推薦辞退ができない、但し、棄権した理由が正当と判断できる届書の提出があれば辞退を可とする。
- 参加申込み後に県大会出場権を獲得した選手はその時点で辞退連絡をすること。

②　非予選会Ａクラス：出場制限がなく会員であれば誰でも出場できる。

③　非予選会Ｂクラス：大会参加基準 1-（3）-③による。

④　ベテランの部：大会開催年の 12 月 31 日現在の年齢が男子 60 歳以上、女子 55 歳以上の選手であれば出場できる。

(15) 冬季シングルス大会：県大予選会、非予選会Ａクラス、非予選会Ｂクラス、ベテランの部の４種目構成で行う。参加資格は(14) 冬季ダブルス大会に準ずる。

４．ドローの規模・成立

(1) 種目(クラス）は県大予選会２ドロー、その他は３ドロー以上で成立する。

(2) 種目(クラス）が不成立の場合、エントリー選手が有する参加資格の範囲内で他種目（クラス）への変更ができる。

５．ペナルティーおよびその処分

(1) 申込みクラスの違反、年齢の違反

⇒　春日部市テニス協会が開催する大会に処遇決定時点から６ヶ月間出場停止

(2) 団体戦チームで参加し、その一員が参加資格を有しない場合（処遇対象はチーム）

⇒　春日部市テニス協会が開催する大会に処遇決定時点から６ヶ月間出場停止

(3) 申込者と異なる替玉、名義貸し、代理参加(名義人、代理、パートナー含む)

⇒　処遇決定時点から一年間以上の出場停止または協会除名処分（未登録者の扱いを含めて処分内容は常務理事会にて決定する）

(4) 県大予選会について

①大会期間中、県大出場有資格者であることが判明

⇒　以降の試合を棄権とし、下記③を適用する。

②大会期間中、県大会推薦資格獲得者の途中棄権

⇒　原則、県大会推薦の取消（ケガや病気等の正当な理由がある場合はその限りでない）

③県大会有資格者の夏季、冬季予選会参加

⇒　春日部市テニス協会が開催する大会に処遇決定時点から一年間出場停止

④春日部市の予選会に参加した者が他郡市の県大予選会（春日部市予選会参加種目と同一種目）に参加

若しくはエントリーした事実が判明した場合

⇒　協会除名処分

⑤予選会で県大出場資格を得たにもかかわらず、県大会の申込みをしない場合

⇒　春日部市テニス協会が開催する大会に処遇決定時点から一年間出場停止（春日部市テニス協会に事前に連絡し承認を受けた場合はその限りではない）

⑥県大会に無断欠席

⇒　春日部市テニス協会が開催する大会に処遇決定時点から一年間出場停止

⑦大会当日の参加費支払いが無い場合

⇒　春日部市テニス協会及び東部郡市が開催する大会に処遇決定時点から３ヶ月間出場停止（但し、協会担当者に事前に連絡し、振込等による試合翌日迄の支払いの承認を受けた場合はその限りではない）

⑧期間を設けず 2 回目のペナルティー事案を犯した者は、以前のペナルティーより重い処分内容とする（処分内容は常務理事会にて決定する）

⑨ペナルティー対象者が所属するクラブ代表者はクラブ員に対し発生防止のための指導を行うものとする。繰り返し発生する場合はクラブへのペナルティーを課す場合がある

⑩上記ペナルティー処遇は常務理事会に諮り決定する。上記以外の迷惑行為またはルールに従わない場合などの事例の判断についても同様とする。なお、ペナルティー対象者は処遇確定時既にエントリーしている大会については棄権扱いとし、かつその時点で申し込み締め切り後である場合については参加費を徴収する

施行　平成３１年４月１日
改定　令和　２年４月１日
一部改訂　令和　６年４月１日
一部改訂　令和　７年４月１日
一部改訂　令和　８年４月１日